

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

短期給付制度の改正について (通知)

地方公務員等共済組合法等の一部改正により、公立学校共済組合の短期給付制度が下記のとおり改正されましたので、貴所属所の組合員へ周知をお願いします。

記

1 育児休業手当金等の給付上限日額の変更について

公立学校共済組合の育児休業手当金及び介護休業手当金の給付水準は、雇用保険法に定める育児休業給付及び介護休業給付に準じています。

このたび、雇用保険法第17条第4項第2号ロ及びハに定める賃金日額が変更されたことに伴い、平成30年8月1日以降の休業期間に係る育児休業手当金及び介護休業手当金の給付上限日額が、下記のとおり変更されました。

(1) 給付上限日額の変更

区 分	給付上限日額	
	変更前 (平成30年7月休業分まで)	変更後 (平成30年8月休業分から)
育児休業手当金 (100分の50適用の場合)	10,165円	10,220円
育児休業手当金 (100分の67適用の場合)	13,622円	13,695円
介護休業手当金	14,992円	15,075円

(注) 1 給付日額が給付上限日額を上回る場合は、給付上限日額を基に給付額を計算する。

2 育児休業を取得した期間が通算して180日に達するまでの期間は、給料日額の100分の67を給付する。

(2) 申請書等用紙の変更

育児休業手当金請求書〔整理番号20〕及び介護休業手当金請求書〔整理番号26-2〕の用紙については、様式に変更はないが、支部ホームページ掲載のエクセル形式の用紙については、給付上限日額の日額データを更新したものを改めて掲載するので、適宜ダウンロードして使用すること。

2 70歳以上の高額療養費制度等の見直しについて（平成30年8月診療分から）

組合員又は被扶養者が療養に要した1か月の医療費の自己負担額が、一定の額（療養者の年齢や組合員の所得水準により定められた自己負担限度額）を超えたときは、その超えた額を、医療保険者（共済組合等）が高額療養費として給付しています。

このたび、高額療養費の所得区分を細分化するとともに、負担能力に応じた負担となるよう自己負担限度額を見直し、平成30年8月診療分から次のとおり改正されました。

(1) 70歳以上の高額療養費の所得区分が、次の表のとおり現行の4区分から6区分へ細分化された。

【改正前】平成30年7月診療分まで

所得区分	高額療養費自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	入院含めた世帯合算
現役並み所得者 (医療費の自己負担割合が3割の者)	57,600円	80,100円+(医療費-267,000)×1% 【多数回該当の場合 44,400円】
一般	14,000円 (年間144,000円)	57,600円 【多数回該当の場合 44,400円】
低所得者	II 住民税非課税等	24,600円
	I 住民税に係る所得金額がない等	15,000円
	8,000円 (年間144,000円)	

【改正後】平成30年8月診療分から

所得区分	高額療養費自己負担限度額		
	標準報酬月額	外来(個人ごと)	入院含めた世帯合算
現役並み所得者	83万円以上	252,600円+(医療費-842,000)×1% 【多数回該当の場合 140,100円】	
	53万～79万円	167,400円+(医療費-558,000)×1% 【多数回該当の場合 93,000円】	
	28万～50万円	80,100円+(医療費-267,000)×1% 【多数回該当の場合 44,400円】	
一般	一般	18,000円 (年間144,000円)	57,600円 【多数回該当の場合 44,400円】
低所得者	II 住民税非課税等	8,000円	24,600円
	I 住民税に係る所得金額がない等		15,000円
		8,000円 (年間144,000円)	

※ 直近12か月に既に3回以上高額療養費の支給(限度額適用認定証等による現物給付を含む。)を受けている場合は、4回目からは多数回該当になる。

(2) 70歳以上の高額介護合算療養費の所得区分が、次の表のとおり現行の4区分から6区分へ細分化された。

【改正前】平成30年7月診療分まで

所得区分	高額介護合算療養費自己負担限度額	
現役並み所得者 (医療費の自己負担割合が3割の者)	67万円	
一般	56万円	
低所得者	II 住民税非課税等	31万円
	I 住民税に係る所得金額がない等	19万円

【改正後】平成30年8月診療分から

所得区分	高額介護合算療養費自己負担限度額	
標準報酬月額		
現役並み所得者	83万円以上	212万円
	53万～79万円	141万円
	28万～50万円	67万円
一般	一般	56万円
低所得者	II 住民税非課税等	31万円
	I 住民税に係る所得金額がない等	19万円

【参考】高額介護合算療養費

組合員又は被扶養者の医療費と介護費用が高額になった世帯の負担を軽減するため、医療保険の自己負担額と介護保険の利用者負担額の年間（前年の8月1日からその年の7月31日までの1年間）の合計額が一定の額（高額介護合算療養費自己負担限度額）を超えたときは、その超えた額について医療保険及び介護保険の自己負担額（利用者負担額）の比率に応じて、医療保険に係る分については、組合員からの請求に基づき、共済組合が高額介護合算療養費を支給する。

また、介護保険に係る分については、介護保険者（市区町村）から支給される。

問合せ先

担当 年金給付係 福山・益満・坂元(亜)

電話 099-286-5220